

産経新聞
2013年5月23日付

過労死 日本に改善勧告

国連が異例の「懸念」

長時間労働などが原因の過労死・過労自殺について、国連が日本政府に「懸念」を示した上で、立法措置を含む新たな対策を講じるよう勧告していたことが22日、関係者への取材で分かった。国際機関が日本の過労死問題に踏み込んで改善を促すのは極めて異例。

長時間労働などが原因の過労死・過労自殺について、国連が日本政府に「懸念」を示した上で、立法措置を含む新たな対策を講じるよう勧告していたことが22日、関係者への取材で分かった。国際機関が日本の過労死問題に踏み込んで改善を促すのは極めて異例。

条約に基づき国連に状況を報告する義務があるため、政府は今後、具体的な防止策を講じる必要に迫られたといえそうだ。

過労死弁護団全国連絡会議の須田洋平弁護士（東京弁護士会）によると、勧告は、平成21年の日本政府報告書に関し、国連の「社会権規約委員会」が今年17日付でまとめた総括所見に盛り込んだ。それによると、同委員会は日本政府に対し「多くの労働者が長時間労働に従事していること、過労死や精神的なハラスメント（嫌がらせ）による自殺が職場で発生し続けていることを懸念する」と表明。

長時間労働の防止を強化することや、労働時間の制限に従わない場合は制裁を科すよう求めた上で、「必要な場合は、職場におけるあらゆるハラスメントの禁止・防止を目的とした立法、規制を講じるよう勧告する」としている。

社会権規約は世界人権宣言に基づく条約で、守るべき労働条件に「休息、余暇、労働時間の合理的な制限」などを明記。日本を含む締約国160カ国には、取り組みを国連に報告する義務がある。

社会権規約委員会は4月30日、スイスの国連ジュネーブ事務局で日本政府報告書を審査。これに先立ち、委員らが日本の過労死・過労自殺の遺族から意見を聴いていた。

須田弁護士は、「過労死問題の解決にとって大きな一歩。過労死防止基本法の制定を国連が勧告したと理解すべきだ」と話している。

社会権規約第7条

第7条 この規約の締約国は、すべての者が公正かつ良好な労働条件を享受する権利を有することを認める。この労働条件は、特に次のものを確保する労働条件とする。

- (a) すべての労働者に最小限度次のものを与える報酬
 - (i) 公正な賃金及びいかなる差別もない同一価値の労働についての同一報酬。特に、女子については、同一の労働についての同一報酬とともに男子が享受する労働条件に劣らない労働条件が保障されること。
 - (ii) 労働者及びその家族のこの規約に適合する相応な生活
- (b) 安全かつ健康的な作業条件
- (c) 前任及び能力以外のいかなる事由も考慮されることなく、すべての者がその雇用関係においてより高い適当な地位に昇進する均等な機会
- (d) 休息、余暇、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇並びに公の休日についての報酬

国連社会権規約委員会が 過労死・過労自殺の防止を日本政府に勧告

日本も批准している国際人権規約のうち社会権規約（A規約）の各国での実施状況の審査が2013年4月29日～5月17日の日程で行われ、うち日本の審査が4月30日に行われた。

過労死家族の会は、日本政府の報告に対するカウンターレポートを事前に提出したうえで、有志10名がジュネーブへ参加し、審査前日（4月29日）に各国の審査委員と非公式・公式のミーティングを行い、審査当日（4月30日）、審査の様子を傍聴した。非公式・公式のミーティングでは、過労死家族の会の寺西笑子さん、中原のり子さん、榊原清子さんが「過労死は社会権規約に反する人権侵害である」というスピーチを行った。

そして、審査最終日の5月17日に発表された社会権規約委員会の総括所見の17項に過労死・過労自殺についての勧告が盛り込まれた。

該当部分の原文と訳文（須田洋平弁護士）は以下の通り。

〈原文〉

17. The Committee notes with concern that a significant number of workers continue to work for excessively long hours, in spite of the measures taken by the State party to encourage employers to take voluntary actions. The Committee is also concerned that deaths caused by overwork and suicides due to psychological harassment in the workplace continue to occur. (art. 7)

The Committee recommends that, in line with its obligation under article 7 of the Covenant to protect workers' right to safe and healthy working conditions and to reasonable limitation of working hours, the State party strengthen measures to prevent long working hours and ensure that deterrent sanctions are applied for non-compliance with limits on extensions to working hours. The Committee also recommends that the State party, where necessary, adopt legislation and regulations aimed at prohibiting and preventing all forms of harassment in the workplace.

（訳文）

17. 委員会は、締約国が雇用主に対して自主的な行動をするように奨励する措置を講じているにもかかわらず、多くの労働者が今なお非常に長時間の労働に従事していることを懸念する。また、委員会は、過労死及び職場における精神的なハラスメントによる自殺が発生し続けていることも懸念する。

委員会は、社会権規約7条に定められた、安全で健康的な労働条件に対する労働者の権利、そして、労働時間に対する合理的な制限に対する労働者の権利を守る義務に従って、締約国が長時間労働を防止する措置を強化し、労働時間の延長に対する制限に従わない者に対して一般予防効果のある制裁を適用するよう勧告する。また、委員会は、締約国が必要な場合には職場におけるあらゆる形態のハラスメントを禁止、防止することを目的とした立法、規制を講じるよう勧告する。

このように社会権規約委員会は、過労死・過労自殺は、社会権規約第7条（恐らく(b)項と(d)項、裏面参照）に違反する人権侵害であるとして、その是正を日本政府に勧告した。

これまで社会権規約委員会で、過労死・過労自殺の問題が取り上げられたのは初めてとのことである。

私たちが立法をめざしている過労死防止基本法の制定は、まさにこの勧告に沿うものといえる。上記の勧告を踏まえ、私たちは、すべての国会議員、勤労者、市民のみなさんと力をあわせて過労死防止基本法の実現に努めたい。